

令和8年度

山梨県交通安全実施計画

山梨県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和8年度に講ずべき、本県における陸上交通の安全に関する施策を定めたもので、第12次山梨県交通安全計画（令和8年度から令和12年度までの5か年計画。以下「計画」という。）の各章の「講じようとする施策」について、第1年次事業として実施するものです。

第12次山梨県交通安全計画では、道路交通の安全においては、最終年(令和12年)における交通事故発生件数1,400件以下、交通事故死者数18人以下、交通事故重傷者数160人以下、飲酒運転の根絶、全席シートベルト・チャイルドシート着用率100%という目標を掲げています。

また鉄道交通の安全においては、列車の運転による乗客の死者数ゼロ、鉄道運転事故全体の死者数の減少、踏切道の交通安全においては、踏切事故件数ゼロという目標を掲げています。

計画の目標が達成されるよう、市町村をはじめ関係機関・団体等の御協力をいただく中、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保等、各施策の推進に努めて参ります。

令和8年度 山梨県交通安全実施計画

目 次

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備	1
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	4
3 幹線道路における交通安全対策の推進	5
4 交通安全施設等の整備事業の推進	9
5 高齢者等の移動手段の確保・充実	12
6 歩行空間のユニバーサルデザイン化	13
7 無電柱化の推進	14
8 効果的な交通規制の推進	15
9 自転車利用環境の総合的整備	16
10 ITSの活用	17
11 交通需要マネジメントの推進	18
12 災害に備えた道路交通環境の整備	20
13 総合的な駐車対策の推進	22
14 道路交通情報の充実	23
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	24
第2 交通安全思想の普及徹底	27
1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の推進	27
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	33
3 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	38
4 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	39
第3 安全運転の確保	40
1 運転者教育等の充実	40
2 運転免許制度の改善	42

3	自動運転等の安全の確保と支援	4 3
4	安全運転管理の推進	4 4
5	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	4 5
6	交通労働災害の防止等	4 7
7	道路交通に関連する情報の充実	4 8
第4	車両の安全性の確保	5 0
1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	5 0
2	自動運転車の安全対策・活用の推進	5 1
3	自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進	5 2
4	自動車の検査及び点検整備の充実	5 3
5	リコール制度の充実・強化	5 4
6	自転車の安全性の確保	5 5
第5	道路交通秩序の維持	5 6
1	交通指導取締りの強化等	5 6
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	5 7
3	暴走族等対策の推進	5 8
第6	救助・救急活動の充実	5 9
1	救助・救急体制の整備	5 9
2	救急医療体制の整備	6 1
3	救急関係機関の協力関係の確保等	6 2
第7	被害者等支援の充実と推進	6 3
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	6 3
2	損害賠償の請求についての援助等	6 4
3	交通事故被害者等支援の充実強化	6 5
第8	調査研究の充実	6 8
1	交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	6 8
2	交通事故の長期的予測の充実	6 9

2 鉄道交通の安全

第1	鉄道交通環境の整備	70
第2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	71
第3	鉄道の安全な運行の確保	72
第4	救助・救急活動の充実	74
第5	被害者支援の推進	75

3 踏切道における交通の安全

第1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	76
第2	踏切道の統廃合の促進	77
第3	踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施	78
第4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	79

1 道 路 交 通 の 安 全

第1 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

実施機関	甲府河川国道事務所、子育て・次世代サポート課、まなび支援課、県民生活支援課、耕地課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、保健体育課、交通指導課、交通規制課	
------	---	--

○実施計画の内容

【甲府河川国道事務所】

○「生活道路における交通安全対策の推進」
科学的データや、地域の顕著化したニーズ等に基づき抽出したエリアにおいて、国、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保等の対策について支援していく。

○「通学路等における交通安全の確保」
通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、管理区間が通学路に指定される場合は道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

○「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等による連続的・面的なバリアフリー化を推進する。

【道路整備課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」「通学路等における交通安全の確保」
住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。
交差点の改良、通学路等の歩道整備、自転車道・自転車通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備などを推進する。

【道路管理課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
歩道・路肩の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備を進める。
- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
歩道の段差・傾斜・勾配の改善を積極的に推進する。

【都市計画課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
人口集中地区の都市計画道路の整備を優先的に行い、市街地の渋滞緩和、歩行者・自転車の安全性及び生活利便性の向上を図り、快適な市街地環境の創造を推進する。
- 「通学路等における交通安全の確保」
都市計画道路の中に含まれる、通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路は都市計画道路整備を推進し、歩行者の安全を確保する。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
都市計画道路整備時には、視覚障害者誘導ブロックの設置を行うとともに、横断歩道との境界を、視覚障害者と車椅子等利用者それぞれに配慮した整備を行う。
また、市町村が駅前等の交通結節点やバリアフリー法に基づく整備を行う場合は、高齢者や障害者等の安全に配慮した歩行空間等の整備について指導を行う。

【保健体育課】

- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路や児童生徒が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取り組みを支援する。
また、各市町村教育委員会から提出された通学路の情報を基に実態を把握し、道路管理者等の関係機関と連携して安全対策を進める。

【交通指導課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
取締り場所の確保が困難な生活道路において可搬式速度違反自動取締装置を計画的に活用し取締りの強化を図る。
- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
横断歩道付近等における違法駐車車両など悪質性、危険性の高い駐車違反に対する取締りの強化を図る。

【交通規制課】

- 「生活道路における交通安全対策の推進」
生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、
 - ・信号機のLED化
 - ・高輝度道路標識の整備を推進する。
- 「通学路等における交通安全の確保」
通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30の速度規制や道路管理者と連携した

ゾーン30プラスの整備を推進する。

- 「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」
視覚障害者らが道路を横断する際の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機及びエスコートゾーンの整備を推進する。

第1 道路交通環境の整備

2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

実施機関

甲府河川国道事務所、都市計画課、交通規制課、高速道路交通警察隊、中日本高速道路株式会社

○実施計画の内容

【甲府河川国道事務所】

高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークの体系的な整備を進めていき、道路の適切な機能分化を推進する。高規格幹線道路の整備により一般道を利用する物流トラック等の通過交通が減少し、地域の交通安全性向上が期待される。

【都市計画課】

新山梨環状道路や中央自動車道のインターと市街地を結ぶ都市計画道路の整備を行い、生活道路の通過交通排除など道路の適切な機能分化を推進する。

【交通規制課】

高速道路インターチェンジへと流入する交差点に、必要に応じて信号機や一時停止等の交通規制を行い、交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の適切な利用を促進する。

【高速道路交通警察隊】

高速道路上における、交通流の変動や交通事故の発生状況等を総合的に勘案し、交通実態に即した交通規制となるよう必要に応じて見直しを図るとともに、重大事故に直結する逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案防止対策を道路管理者と連携して実施する。また、悪質な交通違反に指向した交通取締りや交通事故多発区間における重点的な交通取締り等を実施し、より安全性の高い高速道路への交通転換を促進する。

【中日本高速道路株式会社】

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）の機能強化を進めていく。

第1 道路交通環境の整備

3 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関	関東総合通信局、甲府河川国道事務所、治山林道課、耕地課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、交通企画課、交通規制課、高速道路交通警察隊、道路公社、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容 【関東総合通信局】 ○「高速自動車国道等における事故防止対策の推進」 道路交通情報通信システム（VICS：Vehicle Information and Communication System）及びETC2.0等の整備・拡充について、情報通信技術面から関係機関を支援していく。 【甲府河川国道事務所】 ○「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進」 山梨県道路交通円滑化・安全委員会にて第2次事故ゼロプランとして選定された事故対策箇所の対策を進める。 ○「事故危険箇所対策の推進」 管理区間内における山梨県事故危険箇所に指定された箇所（区間）について、関係機関等と調整の上、対策を実施。 ○「道路の改築等による交通事故対策の推進」 (1) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を実施。 ・上暮地歩道整備・天神山地区歩道整備・初狩地区歩道整備・四方津地区歩道整備 ・山中湖自転車歩行者道整備・万沢地区歩道整備・明神前歩道整備 (2) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を実施。 ○「交通安全施設等の高度化」 道路情報板の老朽化にともなう更新及び無停電装置の設置。 【治山林道課】 ○「重大事故の再発防止」 県営林道において重大事故が発生した際には、速やかに事故原因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。 ○「幹線道路における交通規制」 県営林道において、県公安委員会により実施される交通規制がある場合は、道路管理者と連携し交通事故抑止対策を実施する。 【耕地課】 ○「重大事故の再発防止」 農道における重大事故については、速やかに事故要因を調査するとともに、道路管理者と連携した安全対策を実施し、同様の事故の再発防止を図る。 ○「適切に機能分担された道路網の整備」 地域の営農状況を踏まえた中で県公安委員会との連携を強化し、農道整備を進める。 ○「交通安全施設等の高度化」 農道においては、地域の営農状況を踏まえ、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、必要箇所に高機能舗装や高視認性区画線などの安全施設を整備する。 【道路整備課】 ○「事故危険箇所対策の推進」「適切に機能分担された道路網の整備」「道路の改築等に	

による交通事故対策の推進」

住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

隅切り等の交差点の改良、視距の改良、付加車線等の整備、歩道や自転車道等の整備、高規格幹線道路等の整備、バイパス・環状道路等の整備、交通結節点へのアクセス道路の整備などを推進する。

【道路管理課】

- 「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進」
事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)を推進する。
- 「事故危険箇所対策の推進」
県公安委員会と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。
- 「重大事故の再発防止」
事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。
- 「適切に機能分担された道路網の整備」
歩道や自転車道等の整備を進めていき、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- 「道路の改築等による交通事故対策の推進」
幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。
- 「交通安全施設等の高度化」
道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

【都市計画課】

- 人口集中地区の都市計画道路の整備を優先的に行い、市街地の渋滞緩和、歩行者・自転車の安全性及び生活利便性の向上を図り、快適な市街地環境の創造を推進する。

【交通企画課】

- 「高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進」
交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の一因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。

【交通規制課】

- 「事故危険箇所対策の推進」
事故抑止対策として、
 - ・信号機の新設、改良
 - ・高輝度道路標識の整備を推進する。
- 「幹線道路における交通規制」
道路実態を把握して、速度規制などの交通規制の見直しを行い、適正化を図る。
- 「重大事故の再発防止」
重大事故発生時には、道路管理者らと速やかに現場協議を行い、事故防止のための安全対策を推進する。
- 「道路の改築等による交通事故対策の推進」
歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、道路が拡幅されるなど自転車専用通行帯の整備が可能となれば、道路管理者と連携し、交通規制を推進する。
交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化を推進する。
道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、駐車禁止及び駐車可規制を推進す

る。

○「交通安全施設等の高度化」

交通管制システムの充実を図り、信号灯器のＬＥＤ化及び道路標識の高輝度化を推進する。

【高速道路交通警察隊】

○「道路状況等に応じた交通規制」

(1) 交通規制の見直しの推進

交通流の変動や交通事故の発生状況等を総合的に勘案し、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。

(2) 交通事故多発区間における交通規制の実施

交通事故多発区間においては、特定車両の通行すべき車両通行帯を指定する交通規制や可変式速度規制標識による速度規制とともに、交通事故や天候不良等における臨時交通規制を適確に行い、事故防止を図る。

○「重大事故の再発防止」

交通死亡事故等の重大事故が発生した際は、速やかに事故原因を調査し、道路環境の改善等の必要性が認められる場合は、道路管理者である中日本高速道路等に申し入れを行い、重大事故の再発防止を図る。

○「高速自動車国道等における事故防止対策の推進」

(1) 交通事故多発区間における安全対策

事故多発区間における分析を行い、路面等の改修等の必要性が認められる場合は、道路管理者である中日本高速道路等に申し入れを行い、道路環境の改善を図る。

(2) 逆走及び立入り事案による重大事故防止対策

逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故を防止するための施設の増設について継続した働き掛けを行う。さらに、建設計画のあるスマートインターチェンジについて、道路管理者との協議を十分に行い、交通の安全に必要な対策の申し入れを行うなど、先行対策を推進する。

(3) 渋滞区間における追突事故防止対策

週末等に多発する渋滞中の追突事故抑止活動として、パトカーによる渋滞最後尾やバス停留所等における駐留警戒を行う。

【道路公社】

○「重大事故の再発防止」

重大事故が発生した場合は、事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

【中日本高速道路株式会社】

○「重大事故の再発防止」

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

○「適切に機能分担された道路網の整備」

高規格幹線道路の機能強化を進める。

○「高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進」

- (1) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、長大橋とトンネル区間における区画柵設置を計画していく。

逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故防止のため、標識や路面標示等による対策の拡充を実施する。

渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行う。

また、交通事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

- (2) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、交通事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。
- (3) 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS：Vehicle Information and Communication System）/ETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

第1 道路交通環境の整備

4 交通安全施設等の整備事業の推進

実施機関	関東総合通信局、甲府河川国道事務所、まなび支援課、耕地課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、保健体育課、交通企画課、交通規制課、道路公社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
○実施計画の内容 【関東総合通信局】 ○「ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現」 情報通信技術(ICT)を用いて、人・道路・車を一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等、交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的としたITSを引き続き推進します。 現在、世界的に自動運転の実現に向けた実証・実装が進められているところであり、自動運転時代の次世代におけるITS通信の利用イメージと、それを支える通信システムの在り方などについて検討を進めます。 【甲府河川国道事務所】 ○「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」 生活道路において人優先の考えの下、ビッグデータの活用により急減速や速度超過等の潜在的な危険箇所を特定し、速度抑制や通過交通の進入抑制を図り面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のユニバーサルデザイン化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。 ○「交通円滑化対策の推進」 山梨県道路交通円滑化・安全委員会を実施し、交通の円滑化を推進する。 ○「ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現」 ETC2.0を活用し、交通状況の分析を推進する。 ○「連絡会議等の活用」 「山梨県道路交通環境安全推進連絡会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。 【まなび支援課】 ○「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」 生活道路や通学路を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保に向けた各対策に協力する。 【耕地課】 ○「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」 通学路を兼ねる農道において、安全な歩行空間を確保するため、地域の実態を踏まえたうえで防護柵などの安全施設を必要箇所に整備する。 【道路整備課】 ○「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」「幹線道路対策の推進」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、幹線道路における交差点改良などを推進する。 【道路管理課】 ○「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 ○「幹線道路対策の推進」 事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を推進する。	

【都市計画課】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
都市計画道路整備時には、無電柱化を実施し、安全で快適な道路空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図る。
- 「交通円滑化対策の推進」
都市計画道路で、道路網が複雑な場合や著しい渋滞など課題を抱える交差点について、道路線形や交差点形状の見直しを含めた検討を行う。
市町村が実施する駐車対策について、情報収集を行う。

【保健体育課】

- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
通学路や児童生徒が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保に向けた各対策に協力する。

【交通企画課】

- 「幹線道路対策の推進」
交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の一因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。

【交通規制課】

- 「交通安全施設等の戦略的維持管理」
老朽化した交通安全施設は順次更新し、必要性が低下した交通規制については廃止を検討するなど、効率的かつ適切な管理を行う。
また、摩耗した道路標示については、優先順位を付けながら順次更新を推進する。
- 「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」
生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、
 - ・信号機のLED化
 - ・高輝度道路標識の整備を推進する。
通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30の速度規制や道路管理者と連携したゾーン30プラスの整備を推進する。
- 「幹線道路対策の推進」
幹線道路の事故防止対策のため、道路管理者等と連携して、信号機の改良を含めた安全対策を推進する。
- 「交通円滑化対策の推進」
交通安全に資するため、信号機の改良や駐車禁止規制を含め総合的な規制を実施し、円滑化対策を推進する。
- 「ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現」
交通管制システムの充実を図り、交通実態に応じた信号機制御を行いつつ、光ビーコンの整備など新交通管理システムを推進し、道路交通情報提供の充実等を推進する。
- 「道路交通環境整備への住民参加の促進」
交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等からの意見・要望についても必要性などについて検討し、道路交通環境の整備に反映する。
- 「連絡会議等の活用」
県道路交通環境安全推進連絡会議及びアドバイザー会議を活用し、安全な道路交通環境の実現を図る。

【道路公社】

- 「交通円滑化対策の推進」
パークアンドライド駐車場の利用促進を図り、交通渋滞の緩和や歩行者空間の安全性の確保を推進する。

【東日本旅客鉄道株式会社】

- 「安全上課題のある踏切の対策等」
歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

【東海旅客鉄道株式会社】

○自治体と連携して交通円滑化対策を推進していく。

【富士山麓電気鉄道株式会社】

○「鉄道施設・保安設備等の安全性の向上」

- ・踏切道での自動車、自転車、歩行者の安全な通行空間の確保を図る。
- ・老朽化施設の補強・改良を進める。
- ・脱線の恐れのある箇所（曲線部）の整備・改良を進める。

第 1 道路交通環境の整備

5 高齢者等の移動手段の確保・充実

実施機関	地域・次世代交通推進グループ
○実施計画の内容 【地域・次世代交通推進グループ】 令和 6 年 3 月に策定した「地域公共交通計画」に基づき、通院や買い物など高齢者をはじめとした県民の活動機会を保障するため、広域生活交通の確保維持を図る。 また、「富士トラムネットワーク構想」を踏まえた公共交通網の再編に向け、基本方針の策定に取り組むとともに、高齢者等の移動の足の確保につながる「公共ライドシェア」の実証事業への支援や、地元と一体となった「自動運転タクシー」の実証事業の推進等を図る。	

第1 道路交通環境の整備

6 歩行空間のユニバーサルデザイン化

実施機関	甲府河川国道事務所、耕地課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、交通規制課
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進する。 【耕地課】 農道において、安全・安心な歩行空間が確保されるよう、必要箇所へ歩道の段差解消や勾配の改善を図る。 【道路整備課】 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 無電柱化を推進する。 【道路管理課】 無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進する。 【都市計画課】 視覚障害者誘導ブロックの設置を行うとともに、横断歩道との境界を、視覚障害者と車椅子等利用者それぞれに配慮した整備を行う。 市町村が駅前等の交通結節点やバリアフリー法に基づく整備を行う場合は、高齢者や障害者等の安全に配慮した歩行空間等の整備について指導を行う。 山梨県無電柱化推進計画に基づき、関係機関と連携して無電柱化を推進する。 【交通規制課】 視覚障害者らが道路を横断する際の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機及びエスコートゾーンの整備を推進し、安全・安心な歩行空間を整備する。	

第1 道路交通環境の整備

7 無電柱化の推進

実施機関	甲府河川国道事務所、道路整備課、道路管理課、都市計画課
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 歩道の幅員の確保や歩行空間のユニバーサルデザイン化等により歩行者の安全を図るため、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化に向けた電線共同溝の整備を推進する。 〔R8年度無電柱化〕 ・甲府電線共同溝・甲府住吉電線共同溝・甲府国母電線共同溝・甲府徳行電線共同溝 ・甲斐電線共同溝・本栖精進電線共同溝・鳴沢電線共同溝・富士北麓(2)電線共同溝 ・山中湖電線共同溝 【道路整備課】 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 無電柱化を推進する。 【道路管理課】 山梨県無電柱化推進計画に基づき、関係事業者と連携して無電柱化を推進する。 【都市計画課】 山梨県無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進し、安全で快適な道路空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図る。	

第1 道路交通環境の整備

8 効果的な交通規制の推進

実施機関	交通企画課、交通規制課、高速道路交通警察隊
○実施計画の内容 【交通企画課】 ○「違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚」 交通事故当事者の人的要因及び車両状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故発生の遠因についても考慮した、多角的見地からの交通事故分析を推進する。 【交通規制課】 ○「最高速度規制の点検・見直し」 随時交通実態を調査し、一般道路については規制速度の引き上げを含む点検・見直しを行い、生活道路については、速度抑制対策を推進する。 ○「きめ細やかな駐車規制」 駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見・要望を取り入れながら駐車規制の実施・見直しを検討する。 ○「歩行者用信号機の制御」 横断実態を踏まえながら、待ち時間を短縮するなど運用改善を推進する。 ○「交通規制情報の質向上やデータベース化」 交通規制情報管理システムを適切に管理し、正確に交通規制情報を把握するとともにデータベース化を推進する。 【高速道路交通警察隊】 ○「交通実態に合った合理的な最高速度規制の点検・見直し」 警察庁が策定する「交通規制基準」に即した、より合理的な交通規制となるよう最高速度規制の点検・見直しを推進する。 ○「交通規制情報の質の向上とデータベース化の推進」 (1) 交通規制情報の質の向上 交通実態（実勢速度、交通量等）、交通事故発生状況等を調査し ・一方通行 ・指定方向外進行禁止 ・最高速度 等の交通規制が実態に見合ったものとなっているかを分析し、必要に応じて交通規制の内容の変更等を行う。また、上記分析の結果を踏まえ、道路管理者に対する道路の整備・改良の働き掛け、道路管理者（中日本高速道路）が管理する規制標識の点検・修繕依頼等を行う。 (2) データベース化の推進 上記調査・改善結果を遅滞なく交通規制情報管理システムに反映し、効果的な交通規制を推進する環境を整備する。	

第1 道路交通環境の整備

9 自転車利用環境の総合的整備

実施機関	甲府河川国道事務所、道路整備課、都市計画課、交通企画課、交通指導課、交通規制課
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 ○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 管理区間において自転車ネットワーク計画に該当する区間については交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出するための検討を行う。 ・自転車空間整備事業 ・矢羽根型路面標示の設置 【道路整備課】 ○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 矢羽根型路面表示の設置、矢羽根型路面表示を設置した道路における通行ルールを周知する。 【都市計画課】 ○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 住民の日常生活を支える都市計画道路の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 路肩や自転車通行帯の整備を行う。 ○「自転車等の駐車対策の推進」 市町村が実施する自転車駐車対策について、指導、情報共有を行う。 【交通企画課】 ○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。 【交通指導課】 ○「安全で快適な自転車利用環境の整備」 自転車専用通行帯を塞ぐなど悪質性、危険性の高い違法駐車車両に対する取締りの強化を図る。 【交通規制課】 ○「普通自転車専用通行帯等への駐車対策の推進」 自転車通行の安全性を向上させるため、普通自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。	

第1 道路交通環境の整備

10 ITSの活用

実施機関	関東総合通信局、甲府河川国道事務所、交通規制課、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容 【関東総合通信局】 ○「高度道路交通システム（ITS）の活用」 情報通信技術を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用したUTMS（Universal Traffic Managements Systems）の整備を行うことにより、高度道路交通システム（ITS）を推進します。 【甲府河川国道事務所】 ○「道路交通情報通信システムの整備」 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。 また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、ETC2.0等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。 【交通規制課】 ○「道路交通情報通信システムの整備」 安全で円滑な道路交通を確保するため、高度化光ビーコンの整備を推進する。 ○「新交通管理システムの推進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、高度化光ビーコンを活用し、UTMSの整備を行うことによりITSを推進する。 ○「交通事故防止のための運転支援システムの推進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、TSPSをはじめとするUTMSの整備を行うことにより、ITSを推進する。 ○「道路運送事業に係る高度情報化の推進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、PTPSの必要性を検討して整備する。 【中日本高速道路株式会社】 ○「道路交通情報通信システムの整備」 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。 また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、ETC2.0等を活用するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。 ○「ETC2.0の展開」 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取り組みを推進する。	

第1 道路交通環境の整備

1.1 交通需要マネジメントの推進

実施機関	甲府河川国道事務所、関東運輸局山梨運輸支局、地域・次世代交通推進グループ、道路整備課、都市計画課、交通規制課、道路公社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 主要渋滞箇所・観光地における渋滞状況の分析・情報収集を進め、対応検討を推進する。 【関東運輸局山梨運輸支局】 ○「貨物自動車利用の効率化」 貨物自動車運送事業者の行う共同輸配送や宅配便再配達削減の取り組みについて、機会をとらえて周知を図る。 【地域・次世代交通推進グループ】 ○「公共交通機関の利用の促進」 令和6年3月に策定した「地域公共交通計画」に基づき、通院や買い物など高齢者をはじめとした県民の活動機会を保障するため、広域生活交通の確保維持を図る。 「富士トラムネットワーク構想」を踏まえた公共交通網の再編に向け、基本方針の策定に取り組むとともに、高齢者等の移動の足の確保につながる「公共ライドシェア」の実証事業への支援や、地元と一体となった「自動運転タクシー」の実証事業の推進等を図る。 また、公共交通フェスティバルなどのイベントを通じて、公共交通機関の利用を促進する。 【道路整備課】 ○「公共交通機関の利用の促進」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進する。 【都市計画課】 ○「公共交通機関の利用の促進」 都市計画道路がバス路線の場合は、バスベイスの設置を検討し、交通の円滑化を図る。 また、自転車通行空間となる路肩の整備を行い、交通結節点までのアクセス強化を推進する。 【交通規制課】 ○「公共交通機関の利用の促進」 安全で円滑な道路交通を確保するため、PTPSの必要性を検討して整備する。 道路管理者と連携して普通自転車専用通行帯の整備を推進する。 【道路公社】 ○「公共交通機関の利用の促進」 パークアンドライド駐車場の利用促進を図り、通勤方法など利用者の利便性向上を図る。 【東日本旅客鉄道株式会社】 ○「公共交通機関の利用促進」 公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進し、公共交通機関への転換を図る。 【東海旅客鉄道株式会社】 ○ 公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進し、公共交通機関への転換を図る。 【富士山麓電気鉄道株式会社】 ○「公共交通機関の利用促進」 社会を取り巻く環境の変化に応じた公共交通機関の確保・維持改善を図るための施策を	

推進し、公共交通機関の利便性向上を図る。

第1 道路交通環境の整備

1.2 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関	甲府河川国道事務所、治山林道課、耕地課、道路整備課、道路管理課、交通規制課、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 ○「災害に備えた道路の整備」 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策を推進する。また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。大規模災害時への備えとして、迅速な道路啓開実施のための体制の構築、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の適用を想定した車両移動の実働訓練等により災害対応能力の向上を図る。 また、地震等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての整備を図る。 ・道の駅なんぶ 防災拠点として整備実施・道の駅富士川 防災拠点として整備実施 【治山林道課】 ○「災害に備えた道路の整備」 県営林道法面の落石対策など、災害時の代替輸送路としての改良事業を計画している。 【耕地課】 ○「災害に備えた道路の整備」 緊急避難路に位置づけた農道において、耐震補強や改修工事の適切な整備を推進し、緊急車両等の通行の安全性を確保する。 【道路整備課】 ○「災害に備えた道路の整備」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 橋梁の耐震対策、道路斜面等の防災対策、災害の恐れのある区間の代替道路の整備などを推進する。 【道路管理課】 ○「災害に備えた道路の整備」 緊急輸送道路上にある橋梁や跨線橋、跨道橋の耐震対策を推進する。 道路斜面等の防災対策を推進する。 ○「災害発生時における情報提供の充実」 インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。 【交通規制課】 ○「災害に強い交通安全施設等の整備」 災害発生時においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。 また、停電による信号機の機能停止を防止するため、信号機電源付加装置や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。 さらに、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。 ○「災害発生時における交通規制」 災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災対法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。	

○「災害発生時における情報提供の充実」

災害発生時における道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

【中日本高速道路株式会社】

○「災害に備えた道路の整備」

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

第1 道路交通環境の整備

1.3 総合的な駐車対策の推進

実施機関	甲府河川国道事務所、道路整備課、都市計画課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、道路公社、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進する。 【道路整備課】 ○「駐車場等の整備」 住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。 公共駐車場の整備などを推進する。 【都市計画課】 ○「駐車場等の整備」 市町村がまちづくり計画に基づき駐車場を配置する場合、情報共有を行う。 【交通企画課】 ○「違法駐車を排除する気運の醸成・高揚」 関係機関・団体等と連携し、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用した広報啓発活動を積極的に推進する。 【交通指導課】 ○「違法駐車対策の推進」 悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向しつつ地域の駐車実態等、地域住民の意見等に即したメリハリのある取締りを推進する。 また、駐車監視員による放置駐車の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、違法駐車の実態を反映した取締りガイドラインの定期的な見直し、悪質な運転手に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及に努める。 【交通規制課】 ○「きめ細かな駐車規制の推進」 地域住民等の意見要望を踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、道路利用者の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を推進する。 ○「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」 地域住民等の意見要望を踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施する。 【道路公社】 ○「駐車場等の整備」 市街地の周縁部（フリンジ）等の駐車場の利用促進を図り、パークアンドライド等の普及のための環境整備を推進する。 ○「ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進」 パークアンドライド駐車場の利用促進を図るため、積極的な広報・啓発活動を行う 【中日本高速道路株式会社】 ○「駐車場等の整備」 高速道路の休憩施設における利便性向上に関する取り組みとして、駐車マス不足に対応するため、既存休憩施設の駐車マスの増設等を検討・推進する。	

第 1 道路交通環境の整備

1 4 道路交通情報の充実

実施機関	関東総合通信局、甲府河川国道事務所、道路管理課、交通規制課
○実施計画の内容 【関東総合通信局】 ○「コミュニティ放送局の普及促進」 E T C 2. 0、V I C S等の I T Sの更なる高度化とともに、地域密着型のコミュニティ放送局の充実を図ります。 コミュニティ放送局は、放送エリアが市区町村の一部を対象に行う F M放送局であり、地域住民や観光客等に対して、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車情報を F Mラジオでリアルタイムにより提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しています。 今後も周波数事情が許す限り普及を図り、交通情報の充実に推進いたします。 【甲府河川国道事務所】 ○「情報収集・提供体制の充実」 道路情報提供システム等による情報収集・提供体制の充実を図る。 【道路管理課】 ○「情報提供体制の充実」 道路情報提供装置の整備による情報提供体制の充実を図る。 ○「分かりやすい道路交通環境の整備」 利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を検討する。 【交通規制課】 ○「情報収集・提供体制の充実」 安全で円滑な道路交通を確保するため、高度化光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等を整備することにより、情報収集・提供態勢の充実を図るとともに、交通管制システムの充実・高度化を図る。 交通管制システムを高度化することにより、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・提供装置等の交通管制及び信号機の情報化に資する事業を推進しつつ、道路交通情報を提供する V I C Sの整備・拡充を積極的に推進する。 交通規制情報管理システムを充実させることにより、交通規制情報のデータベース化を推進する。 ○「分かりやすい道路交通環境の整備」 国際化進展への対応のため、英語併記の規制標識の整備を推進する。	

第1 道路交通環境の整備

1.5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関	甲府河川国道事務所、子育て・次世代サポート課、県民生活支援課、治山林道課、耕地課、道路整備課、道路管理課、都市計画課、義務教育課、高校教育課、交通規制課、道路公社、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 ○「道路の使用及び占用の適正化等」 (1) 道路占用の適正化等 工作物の設置、工事等のための道路の占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行等について指導する。 また、平成30年9月には改正された道路法（昭和27年法律第180号）が施行され、占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、道路占用者の維持管理義務を明確化し、道路占用者において物件の維持管理が適切になされるよう取組を実施する。 さらに、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について、電柱が車両の能率的な運行や歩行者の安全かつ円滑な通行の支障となっているときは、道路上における電柱の占有を禁止する取組を実施する。 (2) 不法占用物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りその他の必要な措置によりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。 また、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、地域における道路の適正な利用についての認識を高める必要があることから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。 なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。 (3) 道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。 さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。 ○「休憩施設等の整備の推進」 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進する。 【子育て・次世代サポート課】 ○「子供の遊び場等の確保」 児童館等は、児童福祉法（第40条）による児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としているが、児童の交通事故防止にも資するものである。 引き続き、設置主体である市町村が策定する整備計画等に基づく施設整備を支援する。 また、愛宕山こどもの国は、自然の中で健康な身体と豊かな情操を育む拠点として適切な管理運営を行う。 【県民生活支援課】 ○「こどもの遊び場等の確保」 こどもの遊び場等の環境に恵まれない地域等から要請があった場合は、幼児や児童を対象とした児童館や児童遊園の設置について、関係機関へ働きかけを行うなどこどもの遊び場等の確保を図る。 【治山林道課】 ○「道路の使用及び占用の適正化等」 県営林道の使用及び占有については、山梨県営林道維持管理要綱に基づき適正に処理する。	

○「地域に応じた安全の確保」

県営林道は、多くが標高の高い山間部を通過しており、冬期の道路環境が厳しいため、生活関連林道等を除き冬期間は通行止とし、生活関連林道等については、除雪や凍結防止材の散布などを適時に行い、通行の安全を確保する。

【耕地課】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

農道整備にあたっては、地域の営農状況による施工時期を調整するとともに、道路敷地内の掘り返しによる事故を防止するために、道路管理者と施工方法などの協議を行ったうえで工事を実施する。

【道路整備課】

○「道路の使用及び占用の適正化」

住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

掘り返しを防止するための共同溝等の整備を推進する。

【道路管理課】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

道路占用の許可において、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

○「道路法に基づく通行禁止又は制限」

道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

○「地域に応じた安全の確保」

大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控への呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通等を情報提供する。

【都市計画課】

○「休憩施設等の整備の推進」

周辺の交通状況や土地利用状況などを総合的に考慮し、関係機関と協議の上検討する。

○「子供の遊び場等の確保」

市町村が都市公園を整備する場合、都市公園法や都市公園移動等円滑化基準などに基づく整備について、指導を行う。

【義務教育課】

○「子供の遊び場等の確保」

公立の小学校、中学校及び義務教育学校の校庭及び体育施設の園庭等の開放の促進を図るため、設置者に対し、国からの通知等を周知する。

【高校教育課】

○「子供の遊び場等の確保」

公立の高等学校の校庭及び体育施設等の開放の促進を図るため、設置者に対し、国からの通知等を周知する。

【交通規制課】

○「道路の使用の適正化等」

工作物の設置、工事等のための道路使用の許可に当たっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守について指導する。

【道路公社】

○「道路の使用及び占用の適正化等」

道路占用の許可において、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行う。

○「道路整備特別措置法に基づく通行禁止又は制限」

道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

○「地域に応じた安全の確保」

大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止め、立ち往生車両の有無など、ホームページ等様々な手段を活用して幅広く情報提供する。

【中日本高速道路株式会社】

○「地域に応じた安全の確保」

積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として県単位や地方ブロック単位にこだわらない広範囲で躊躇ない予防的通行止めの実施や並行国道との同時通行止めの実施、通行止め中の集中除雪作業の実施、凍結防止剤散布の実施を推進する。

更に、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者への提供を推進する。

また、大雪が予想される場合には、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するため、大雪に関する注意喚起・緊急発表を関東地方整備局と連名で記者発表を行うとともに道路利用者に対し、冬用タイヤの装備やタイヤチェーンの携行の情報提供や通行止めの可能性、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やテレビCM、SNS等様々な手段を活用して幅広く情報提供するとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通等を情報提供する。

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、甲府保護観察所、子育て・次世代サポート課、まなび支援課、県民生活支援課、健康長寿推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、社会教育課、保健体育課、交通企画課、運転免許課
○実施計画の内容 【関東運輸局山梨運輸支局】 ○「成人に対する交通安全教育の推進」 自動車運送事業者への講習及び研修などの機会をとらえ、道路交通への参加の様態に応じた交通安全教育を行うとともに、自動車運送事業者が運転者等に対して実施する指導及び監督において、運転者適性診断の診断結果やドライブレコーダーの映像活用等、多様な方法を用いた効果的な交通安全教育を推進する。 また、安全指導業務の認定機関に対し、各種講習の内容をより一層充実させるとともに、視聴覚教材を活用した効果的な講習の実施に努めさせるよう指導する。 【甲府保護観察所】 ○「交通事件により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」 (1) 保護観察については、担当保護司を指名して処遇を行う。「交通ノート（教材）」を使用した交通学習を中心とし、生活指導等も行うほか、各種処遇プログラム（飲酒運転防止プログラム、しよく罪指導プログラム等）を、個々の問題に応じて適宜実施することで処遇の充実を図る。 (2) 交通短期保護観察（交通事件による更生指導を含む）については、保護司を指名せずに保護観察官による集団処遇を中心に行う。交通安全に関する実践的な専門的知識を学ぶ講義の場を設け、運転態度検査等を実施し個々の問題点を明らかにすることで、違反を犯した対象者が自発的に安全運転するよう、交通法規に関する知識の向上や遵法精神のかん養を図る。 【子育て・次世代サポート課】 ○「幼児に対する交通安全教育の推進」 幼稚園、保育所及び認定こども園における交通安全教育が推進されるよう、市町村及び各施設に対し、関係機関からの通知等により周知を図る。 また、児童館及び児童遊園における交通安全に関する指導についても、市町村に対し関係機関からの通知等により周知を図る。 【まなび支援課】 ○「小学生、中学生、高校生に対する効果的な交通安全教育の推進」 (1) 各学校において、教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保するよう、関係機関からの通知等により周知を図る。 (2) 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫するよう各学校へ促す。 (3) 私立学校へ各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。 (4) 家庭、地域へ交通安全運動の情報提供がなされるよう、各学校へ周知を依頼する。 (5) 警察等関係機関との緊密な連携を図る。 (6) 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全における指導力の向上に努める。 (7) 高校生の原動機付自転車等の安全運転指導の徹底を高等学校へ周知する。 (8) スクールバスの安全な乗車について、日常的な指導を行うよう学校へ促す。 (9) 令和8年4月から開始された、17歳6か月での仮免許が取得可能となる制度での仮免許期間中の違法運転防止に向けた、警察・教習所等との連携した交通安全教育実施について、私立学校に対して依頼する。 【県民生活支援課】 ○「幼児に対する交通安全教育の推進」 (1) 幼稚園、保育所、認定こども園における交通安全教育の実施を推進するため、教材の貸し出しや情報提供などの支援を行う。 (2) 市町村の交通指導員による交通安全教室の開催を促進する。	

- 「小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 小学校、中学校、高校の要請に基づき、交通安全教育に必要な教材の貸し出しや情報提供などの支援を行う。
 - (2) 市町村の交通指導員による交通安全教室の開催を促進する。
- 「成人に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 安全運転管理者協議会の要請に基づき、交通安全教育を実施する。
 - (2) 大学や専修学校、市町村、交通指導員等と連携し、自転車等の交通安全教育を推進する。
- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 運転適性診断、安全運転サポート車体験、高齢者の交通事故の発生実態や加齢に伴う身体機能特性等についての講習会などを開催する。
 - (2) 関係機関と連携して、反射材用品の配布を行うとともに、高齢者クラブ等を通じた交通安全の推進を図る。
- 「障害者に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 身体障害者運転者会の要請に基づき交通安全研修を実施する。
 - (2) 関係機関と連携し、介護者への交通安全教育を推進する。
- 「外国人に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 外国人の交通ルールへの遵守を図るため、市町村・警察・民間団体等と連携を図り、多言語によるチラシや、ホームページ等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進する。
 - (2) 外国人を雇用する事業者による外国人運転者の交通安全教育を推進するため、事業者の要請に基づき交通安全研修を実施する。また、外国人労働者を雇用する事業者に対する交通安全教育や安全運転管理の強化を関係機関と連携して推進する。
- 「効果的な交通安全教育の推進」

シミュレーター・V R等の機器を活用した体験型の交通安全教育を行うとともに、教材等の貸し出しなどの支援を実施する。

【健康長寿推進課】

- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」

高齢者の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、高齢者の安全確保に向けた地域の見守り活動を促進します。

見守り事業取り組み実施市町村数 27市町村

【義務教育課、特別支援教育・児童生徒支援課】

- 「幼児に対する交通安全教育の推進」
 - (1) 公立幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部における交通安全指導の徹底
 - ア 幼児の生活の中に、交通規則を守り安全に留意する習慣の形成を年齢差や個人差に基づいた日常の指導をとおして図る。
 - (2) 公立幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部における交通安全対策の確立
 - ア 幼児の登降園（登下校）の途上における安全の確保を図る。
 - イ 保護者、地域社会及び警察等関係機関との連携を密にし、特にチャイルドシートの着用効果の啓発や正しい着用の徹底を図り、幼児の事故防止を図る。

【義務教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課】

- 「小学生に対する交通安全教育の推進」

《学校における交通安全教育の機会の確保》

 - 1 実施計画の方針及び重点
 - (1) 各教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。
 - 2 実施計画の内容
 - (1) 体育科の保健領域の指導においては、身近な交通を取り上げ、実践力につながる指導に務める等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。
 - (2) 道徳科においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。

- (3) 特別活動（学級活動、児童会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。
- (4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。

《学校における交通安全教育の充実》

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立
- (2) 児童の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫
- (3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携

2 実施計画の内容

- (1) 交通事故防止の積極的推進
 - ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。
 - イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。
 - ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。
 - エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。
- (2) 登下校時の安全管理
 - ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。
 - イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。
 - ウ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。
- (3) 各種講習会、研修会等の開催
 - ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。
 - イ 学校警察補導連絡中央協議会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。
 - ウ 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。

○「中学生に対する交通安全教育の推進」

《学校における交通安全教育の機会の確保》

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 各教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。

2 実施計画の内容

- (1) 保健体育科の保健分野の指導においては、交通事故による傷害の防止について学習し、安全に行動することの指導に努める等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。
- (2) 道徳においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。
- (3) 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。
- (4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。

《学校における交通安全教育の充実》

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立
- (2) 生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫
- (3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携

2 実施計画の内容

- (1) 交通事故防止の積極的推進
 - ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。
 - イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。
 - ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。
 - エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。
- (2) 登下校時の安全管理
 - ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望

する。

イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。

ウ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。

エ 自転車通学者に対するヘルメット着用の遵守と自転車損害賠償責任保険等への加入確認と情報提供に努める。

(3) 各種講習会、研修会等の開催

ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。

イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

【高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課】

○「高校生に対する交通安全教育の推進」

《学校における交通安全教育の機会の確保》

1 実施計画の方針及び重点

(1) 各教科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。

2 実施計画の内容

(1) 「体育」「保健体育」等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。

(2) 道徳教育においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。

(3) 特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。

(4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達段階に考慮して指導する。

《学校における交通安全教育の充実》

1 実施計画の方針及び重点

(1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立

(2) 生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫

(3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携

2 実施計画の内容

(1) 交通事故防止の積極的推進

ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。

イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。

ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。

エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。

(2) 登下校時の安全管理

ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。

イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。

ウ 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。

エ 自転車の整備、点検指導を徹底する。

オ 高校生の原動機付自転車等の安全運転指導を徹底する。

カ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。

キ 自転車通学者に対する自転車損害賠償責任保険等への加入確認と情報提供に努める。また、ヘルメットの着用については、県立学校は義務化とし、生徒の安全確保に努める。

(3) 各種講習会、研修会等の開催

ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。

イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

(4) 交通安全指導のための事業推進

ア 県交通安全協会等の主催する「二輪車安全運転山梨県大会」に協力する。

イ 県二輪車安全運転推進委員会の協力を得て、高等学校ごとに二輪車安全運転講習会を開催する。

- ウ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。
- エ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。
- オ 高校生の「交通事故・違反「0」3か月運動」を設定し、交通安全意識の高揚を図る。
- カ 「セーフティードライブ・チャレンジ123」への積極的な参加を図る。

【社会教育課】

- 「成人に対する交通安全教育の推進」
各種団体指導者研修等において、交通安全を促し、交通安全運動の輪を広げるよう努める。
- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
「山梨ことぶき勸学院」における学習講座を通し、交通安全に対する関心を高め自ら実践する態度をかん養する。

【交通企画課】

- 「幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進」
幼稚園、保育所及び認定こども園、小学校、中学校、高等学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児、児童、中学生、高校生に対する交通安全教育を推進する。
- 「成人に対する交通安全教育の推進」
社会人、大学生等に対する交通安全教育の支援を行うとともに、社会人、大学生等に対する交通安全教育を推進する。
- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
高齢者に対する交通安全教育の支援を行うとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を推進する。
- 「障害者に対する交通安全教育の推進」
手話通訳の手配や字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。
- 「外国人に対する交通安全教育の推進」
母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど、交通ルールの周知活動等を推進する。
- 「効果的な交通安全教育の推進」
関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。
また、受講者のライフステージに応じた交通安全教育方法を用いるとともに、ドライブレコーダー、シミュレーター、VR等の機器を使用する参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。
さらに、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。

【運転免許課】

- 「成人に対する交通安全教育の推進」
運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。
免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、免許更新時や各種講習等を行う。
- 「高齢者に対する交通安全教育の推進」
高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努める。

○「外国人に対する交通安全教育の推進」

外国人運転者に対しては、外国人の居住実態や要望等を踏まえ、日本の運転免許取得時に係る運転免許学科試験等の多言語化を推進する。

第2 交通安全思想の普及徹底

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関	甲府河川国道事務所、関東運輸局山梨運輸支局、まなび支援課、県民生活支援課、農業技術課、道路管理課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課、交通企画課、交通指導課、運転免許課、高速道路交通警察隊、中日本高速道路株式会社
○実施計画の内容 【甲府河川国道事務所】 ○「交通安全運動の推進」 交通対策推進協議会等の構成機関・団体と相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。 「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の全国交通安全運動期間中に、広報啓発活動を積極的に展開する。 【関東運輸局山梨運輸支局】 ○「児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底」 チャイルドシートについて、自動車使用者へ安全性能試験結果の情報を提供し、安全なチャイルドシートの普及を促進する。 ○「その他の啓発活動の推進」 自動車ユーザーが安全な自動車を選べるようにするために、自動車の車種ごとに安全性能に関する情報を提供し、より安全な自動車の普及拡大を図る。 【まなび支援課】 ○「横断歩行者の安全確保」 歩行者の交通ルールについての理解を深め、歩行者自らの安全を守るための交通行動を促すため、交通安全教育等を推進する。 ○「自転車の安全利用の推進」 自転車安全利用五則を周知徹底し、ながらスマホ・二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行等の危険運転の禁止・ヘルメット着用・歩行者の保護など自転車運転ルール・マナーの向上を図る。 日頃からの自転車の点検整備の重要性を保護者・児童、生徒自身が十分認識できるための学校による取組を促進する。 自転車通学者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報提供に努める。 【県民生活支援課】 ○「交通安全運動の推進」 県の運動主催機関・団体をはじめ、交通対策推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。 事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広報誌、広報CM、広報車等により広く住民に周知することにより、県民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。 関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。 地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。 「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の全国交通安全運動期間中に設定し、街頭キャンペーン等の広報活動、交通関係団体による広報啓発活動を積極的に展開する。 事後においては、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。 ○「歩行者の安全確保」 交通安全教室や交通安全イベントを通じて、運転者に対する歩行者優先義務や歩行者に対する交通安全教育を推進する。	

交通安全教室や交通安全イベントを通じて、反射材の視認効果や使用方法、身の回り品への組み込みなどの情報提供を行う。

○「自転車の安全利用の推進」

自転車については、チラシ・ポスター、広報誌、広報CM、交通安全イベント、自転車小売業者・貸付事業者登録制度等を通じて、条例等で規定されている自転車の安全適正利用や自転車保険加入の促進、乗車用ヘルメットの着用、幼児用座席でのシートベルトの着用などの普及啓発を積極的に行う。

○自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

(1)「妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進」

妨害運転（あおり運転）を防止するため、広報誌等の各種媒体、交通安全イベントや交通安全教育等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進する。

(2)「飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進」

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進する。

交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発、地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みを進める。

酒類提供店等と連携した「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」の実施、飲酒運転根絶に向けた取り組みを実施している企業や飲食店をモデル事業所として公表する取り組みを通じて、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

県及び市町村で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

(3)「「ながらスマホ」対策の強化」

「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性等について広報啓発を推進する。

(4)「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底」

交通安全イベントなどにおいて、衝突実験映像やシートベルトの着用効果を体験できる装置を用いた参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日における羽子板等を用いた街頭啓発活動、交通安全チャイルドシート講習会や県広報CMなど、あらゆる機会・媒体を通じて全席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

(5)「児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底」

交通安全チャイルドシート講習会を開催し、正しい使用の徹底、6歳以上でも必要に応じて使用させることが望ましいこと、各種支援制度の活用などを周知啓発する。

(6)「二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進」

二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、県、警察、関係団体と連携し、8月19日のバイクの日のほか、夏休みや行楽シーズン等の時期に交通事故の多発する県境の幹線道路や道の駅などにおいて、街頭指導や広報啓発活動を推進し、頭部と胸部保護の重要性について理解増進に努める。

○「新しい小型モビリティの安全対策」

特定小型原動機付自転車について、基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用が効果的であることについて、関係事業者と連携して利用者に対して周知徹底を図る。ペダル付き電動バイクについては、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関等と連携して、周知徹底を図る。

○その他

(1)「効果的な広報の実施」

官民が一体となった交通安全運動の機会、広報CM、県・市町村の広報誌などの家庭向けの広報媒体を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努める。

通学で自転車を利用する機会の多い中高生や特定小型原動機付自転車を利用する若い世代に向けて、SNSを活用するなどし、自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールについて、分かりやすく、かつ、効果のある広報啓発活動を推進する。

民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、情報提供等を積極的に行う。

(2)「その他の普及啓発活動の推進」

広報CM等を通じて高齢者の事故実態や夜間の重大事故の実態等を広く周知する。

【農業技術課】

○「その他の普及啓発活動の推進」

トラクターやスピードブレーヤなど乗用型機械の事故防止を図るため、農作業安全研修会等により、公道走行時の安全確認や灯火器等の設置と使用、シートベルトの着用等について、交通安全の周知と啓発を行う。

【道路管理課】

○「交通安全運動の推進」

交通対策推進協議会等の構成機関・団体と相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の全国交通安全運動期間中に、広報啓発活動を積極的に展開する。

【義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、保健体育課】

○「横断歩行者の安全確保」

国や各関係団体からの通知等を、公立の高等学校や特別支援学校、また各市町村教育委員会を通じ公立の小学校、中学校及び義務教育学校へ周知を行い、安全確保に結びつくよう努める。

○「自転車の安全利用の推進」

(1) 「山梨県自転車ので安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する周知等の推進

ア 条例の趣旨、内容についての周知、啓発、指導を行う。

イ 自転車通学者に対し自転車損害賠償責任保険加入率等、条例施行後の状況調査を行う。

ウ 自転車通学者に対し自転車損害賠償責任保険等への加入確認と情報提供に努める。

(2) 各種講習会、研修会等の開催

ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して通学者の自転車利用を含めた交通事故防止に努める。

イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、通学者の自転車利用を含めた交通安全指導の充実に努める。

(3) 交通安全指導のための事業推進

ア 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。

イ 県交通安全協会等の主催する「中学生交通安全弁論大会」に協力する。

ウ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。

エ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。

(4) 登下校時の安全管理

ア 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。

イ 自転車の整備、点検指導を徹底する。

【交通企画課】

○「交通安全運動の推進」

ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

○「横断歩行者の安全確保」

(1) 横断歩行者

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させ、歩行者に対して横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図るとともに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断をはじめ、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育のほか、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

(2) 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待出来る反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

○「自転車の安全利用の推進」

「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）や自転車の交通安全教育ガイドライン等を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方や、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化に関する交通安全教育のほか、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

○「自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進」

(1) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育やハンドルキーパー運動の普及啓発のほか、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

(2) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る交通安全教育のほか、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

(3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用の徹底を図る交通安全教育のほか、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

(4) 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進

顎紐をしっかり締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用の徹底を図る交通安全教育のほか、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

○「効果的な広報の実施」

ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

○「その他の普及啓発活動の推進」

高齢者、最高速度違反、飲酒運転、歩行者の事故実態や二輪車の安全走行について、ポスター、チラシ等の作成配布を始め、ホームページ、ミニ広報紙、SNS等、あらゆる広報媒体を有効的に活用するとともに、関係機関・団体等と協働した街頭活動等、積極的な広報啓発活動を推進する。

【交通指導課】

○「横断歩行者の安全確保」

人対車の事故に占める道路横断中の事故が依然として高い傾向にあることから、通学路や生活道路を中心とした横断歩行者等妨害違反の取締りを強化する。

【運転免許課】

○「効果的な広報の実施」

ポスター、チラシ等の提出を始め、総合交通センター及び運転免許課都留分室内のモニターで広報用ビデオを有効的に活用し積極的な広報啓発活動を推進する。

○「飲酒運転根絶及び交通事故防止に向けた交通安全教育の推進」

運転免許証の更新時の講習など各種講習時には、飲酒運転の危険性や罰則の強化及び行政処分を受けた際の不利益などについて重点的に講習を行う。

【高速道路交通警察隊】

○「交通安全運動の推進」

関係機関と連携して、安全運動期間中、主要なサービスエリアにおいてチラシ、啓発グッズなどを配布し安全運転意識の高揚を図るための街頭活動を実施するほか、県下の警察署が実施する運動にも積極的に隊員を派遣し、高速道路上での安全運転の普及啓発活動に取り組む。

○「効果的な広報の実施」

交通事故多発区間等における交通違反取締り実施予定をSNSで発信する等、効果的な広報活動を展開し、高速道路利用者の安全運転意識の高揚を図る取組を継続的に実施する。

【中日本高速道路株式会社】

○「高速自動車国道における逆走防止」

高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、広報啓発を進める。

第2 交通安全思想の普及徹底

3 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、県民生活支援課、保健体育課、交通企画課
○実施計画の内容 【関東運輸局山梨運輸支局】 地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。 【県民生活支援課】 山梨県交通安全協会等と連携して、子供自転車大会等の交通安全に関する事業を実施することにより、その主体的かつ継続的な活動を促進する。 山梨県交通対策推進協議会の総会を毎年1回以上開催し、構成団体相互の連携を図る。 市町村の交通指導員の研修会を通じて資質向上を図り、地域における交通指導員の交通安全教育を促進する。また幅広い年代の交通指導員の確保に努める。 【保健体育課】 スクールガード・リーダー育成講習会等を活用し、学校内外を巡回するスクールガードや学校に対して、巡回のポイントや不審者対応等に関する情報提供、指導及び評価を行うスクールガード・リーダーの育成を図る。 また、地域との連携や情報交換を密にすることにより、学校と地域が協力して実施する安全管理体制の一層の充実を推進する。 【交通企画課】 交通安全を目的とする活動に対して、必要な資料の提供に努めるとともに、従来の関係団体との協働に留まることなく、新たな組織・団体に対して交通安全に関する諸活動を要請するなど、交通安全思想の普及拡大を図る。	

第2 交通安全思想の普及徹底

4 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

実施機関	県民生活支援課、交通企画課
○実施計画の内容 【県民生活支援課】 全国交通安全運動の実施要領に基づき、市町村を通じて住民が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検など、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進する。 【交通企画課】 交通安全を目的とする活動に対して、必要な資料の提供に努めるとともに、従来の関係団体との協働に留まることなく、住民の参加・協働を推進するなど、交通安全思想の普及拡大を図る。	

第3 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

実施機関	関東運輸局山梨運輸支局、県民生活支援課、地域・次世代交通推進グループ、交通企画課、交通指導課、運転免許課
○実施計画の内容 【関東運輸局山梨運輸支局】 ○「自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実」 事業用自動車の運転者のうち、事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、特別な教育の実施、適性診断の受診が義務付けされていることから、事業者徹底を図る。 さらに、適性診断認定機関に対し、適性診断の受診環境を整備し受診を促進するよう指導する。 【県民生活支援課】 ○「自動車運転代行業の指導育成等」 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対しては、担当部署と連携して厳正な取締りを実施する。 【地域・次世代交通推進グループ】 ○「高齢運転者対策の充実」 令和6年3月に策定した「地域公共交通計画」に基づき、通院や買い物など高齢者をはじめとした県民の活動機会を保障するため、広域生活交通の確保維持を図る。 また、「富士トラムネットワーク構想」を踏まえた公共交通網の再編に向け、基本方針の策定に取り組むとともに、高齢者等の移動の足の確保につながる「公共ライドシェア」の実証事業への支援や、地元と一体となった「自動運転タクシー」の実証事業の推進等を図る。 【交通企画課】 ○「高齢運転者対策の充実」 高齢者に対する交通安全教育の支援を行うとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を推進する。 ○「自動車運転代行業の指導育成等」 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対しては、担当部署と連携して厳正な取締りを実施する。 【交通指導課】 ○「シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底」 シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。 【運転免許課】 ○「運転免許を取得しようとする者に対する教習の充実」 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。 ○「運転者に対する再教育等の充実」 更新時講習や各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。 特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。	

また、自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

- 「妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育」
運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。
- 「二輪車安全運転対策の推進」
取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。
また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。
- 「高齢運転者に対する教育の充実」
 - (1) 高齢者に対する教育の充実
高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。
特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的かつ効率的な教育に努める。
 - (2) 臨時適性検査等の確実な実施
認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者等の把握に努め臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。
また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。
 - (3) 運転技能検査の制度等の適切な運用
75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の適切な運用を推進する。
 - (4) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用
高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。
 - (5) 高齢者支援施策の推進
自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため関係機関等が連携し、運転経歴証明書制度の周知を図る。
- 「危険な運転者の早期排除」
行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図る。

第3 安全運転の確保

2 運転免許制度の改善

実施機関	運転免許課
○実施計画の内容 【運転免許課】 交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験について、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。 また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続のデジタル化の推進により更新負担の軽減を図ったり、交通事故被害者の心情に沿った対応を行うとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。 更に、運転免許試験場における障害者等のための設備・資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。	

第3 安全運転の確保

3 自動運転等の安全の確保と支援

実施機関	交通規制課
○実施計画の内容 【交通規制課】 自動運転及び遠隔操作小型自動車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可制度の適正な運用を図るとともに、事業者に対して同制度についての適切な情報提供を行う。	